

※ 論点整理については、本日の御意見等を反映し、事務局にて整理を行ったうえで、次回答申案の審議時に資料として再度配付いたします。

## 答申案審議に向けた論点整理

〔福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書〕

赤：委員意見 青：市長意見 緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

### 1 事業特性、地域特性

#### (1) 事業特性

方法書  
ページ

2-1(2),  
2-5(6)

ア 本事業は、市原市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている福増クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴う建替事業として、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）に新たに廃棄物焼却等施設（以下「本計画施設」という。）を設置する計画である。

2-1(2),  
2-5(6),  
2-9(10)

イ 本計画施設の廃棄物処理方式はストーカ式とし、1日当たりの処理能力は最大で344トンを予定している。このほか、ストーカ式の前処理として、有機物をメタン発酵する施設の整備も検討されている。また、本計画施設では、現施設と同様に市原市で発生する一般廃棄物を対象に処理を行うほか、勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町（以下「夷隅郡市2市2町」という。）を含めた広域処理を行うことも検討されている。

#### (2) 地域特性

2-3(4),  
3-86(138)

事業区域は、山倉ダムの南東の台地に位置しており、人と自然との触れ合いの活動の場となっている市原市文化の森に隣接する。また、周辺には谷津田が卓越するほか、事業区域の西側には養老川に沿って田園風景が広がる。

## 2 事業計画

該当  
ページ  
なし

(1) 事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

2-50(51)

(2) 現施設を解体した後の土地利用計画や、立木の伐採、土砂の搬出入等の詳細な工事計画を準備書に記載すること。

2-6(7),  
2-41(42)

(3) 工事中に発生する濁水処理するための沈砂池及び既設の調整池の位置を準備書に分かりやすく示すこと。(市原市、事務局)

## 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### (1) 全般的事項

2-39  
(40),  
5-35  
(245)

ア 廃棄物処理方式を「ごみ焼却方式(ストーカ式) + ごみメタン化方式」とする場合は、メタン発酵施設(バイオガス発電機)に係る排出ガス諸元等を準備書に記載した上で、当該施設を含めて予測及び評価を行うこと。

2-7(8)

イ 助燃剤として資源活用される計画であるし尿処理汚泥は、少量であってもごみ質に影響を与える可能性があることから、予測に用いる計画ごみ質に含めるとともに、必要に応じて環境影響評価に適切に反映すること。

2-7(8)

ウ 予測に用いる計画ごみ質の決定に当たり、夷隅郡市2市2町の一般廃棄物を受け入れる場合は、当該市町の計画ごみ質も踏まえて設定するとともに、必要に応じて環境影響評価に適切に反映すること。

### (2) 大気質

5-37  
(247)

短期高濃度予測について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討の上、実施すること。

### (3) 悪臭

5-80  
(290)

ア 悪臭の調査について、風向、風速、天候を考慮するなど、その時期の標準的な気象条件で行うこと。また、冬季の調査は、悪臭物質が拡散しにくい早朝、夕刻などの時間帯に実施すること。

5-81  
(291)

イ 短期高濃度予測について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討の上、実施すること。

### (4) 水文環境

3-33  
(85)

事業区域及びその周辺の地形及び地質の構造並びに自噴井に関する既存文献や資料を適切に収集し、予測及び評価を行うこと。(委員、市原市)

### (5) 鳥類

5-100  
(310),  
5-102  
(312)

ア 事業区域及びその周辺では、フクロウなどの夜行性の種が生息している可能性があることから、夜間調査を実施すること。

5-97  
(307),  
5-99  
(309)

イ 猛禽類の調査地点について、5地点を基本としているが、猛禽類の飛翔状況、繁殖行動等を適切に把握できるよう選定するとともに、その選定理由を明らかにすること。

### (6) 景観

3-83  
(135),  
5-108  
(318)

事業区域周辺の谷津田や、事業区域の西側に位置し養老川周辺に広がる田園風景は、市原市景観計画において保全の対象であることを踏まえ、これらを主要な景観資源として追加した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

## 4 その他

該当  
ページ  
なし

本事業を進めるに当たっては、地域住民の理解が促進されるように、積極的な情報提供と丁寧な説明を行うとともに、分かりやすい図書の作成に努めること。